

## 審査基準整理票

処 分 名	農地の転用の制限		
根 拠 法 令 名	農地法(昭和27年法律第229号)	第4条第1項	
基 準 法 令 名	農地法	第4条第6項	
所 管 部 署	農業委員会事務局 農地係		
標 準 処 理 期 間	4週間(4ha以下の転用) 6週間(4ha超の転用)	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【「農地法の運用について」の制定について(4ha以下の転用)】 【農地法関係事務に係る処理基準について(4ha超の転用)】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[許可基準]</p> <p>農地法第4条第6項各号に掲げる不許可の事由に該当しないこと、及び4ha以下の転用にあたっては「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）別添の第2に規定する許可基準を、4ha超の転用にあたっては「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第6に規定する許可基準を基準とする。</p> <p>※参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>農地法第4条第1項（一部のみ記載）</p> <p>農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>農地法第4条第6項（一部のみ記載）</p> <p>第1項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>[参考法令]</p> <p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 別表第19号の2</p>			